

令和6年度第1回秋田市廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年11月7日(木)午前9時26分から午前11時15分まで
- 2 会場 秋田市役所5階 第3・第4委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員 西川竜二副会長、安宅英男委員、伊藤学委員、石郷岡誠委員、菅原智子委員、長谷川瑞子委員、佐藤郁子委員、山崎純委員、伊藤睦子委員、森下勢津子委員（15人中10人出席）
  - (2) 事務局 千田環境部長、伊藤環境部次長、高橋総合環境センター所長、橋本環境総務課長、原田環境都市推進課長ほか5名
- 4 議事等要旨 以下のとおり

発言者	発言要旨
司会	柴山会長が欠席であるため、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則第36条第3項の規定により、副会長の西川委員が会長を代理し議事進行となる。
副会長	事務局から説明があったとおり、副会長西川が会長の代理を務める。 審議の結果等を、後ほど、柴山会長にご確認いただき、審議会成立ということにさせていただきたい。 次第の3議事(1)の秋田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理）の進行管理についてのア、令和5年度ごみ排出量および目標達成状況について事務局の説明を求める。
事務局	（資料1について説明）
委員	(4)リサイクル率について、令和元年の31.4%が直近では一番高い数値であり、現在では30%を割っている。目標値は令和7年度までに38%とあるが非常に開きが大きい。社会的要因もあると評価されているが、より一層の対策を考えないと達成は難しいのではないか。どのような取組により達成するのか。
事務局	リサイクル率の現状は、令和5年度で29.9%であり、資料に記載の目安が36.5%と乖離が大きい状況である。昨年度の審議会での意見も受けて、令和5年度の実績の把握に向けて新たな取組を始めている。 資源化物の回収については、行政のステーション回収のほ

か、民間事業者が店頭で回収するなど独自の取組を実施されている。民間事業者の取組の把握が難しいが、古紙に限っては、小売店舗の店頭で設置するとポイントが入り、店舗で使用できるような民間の取組がある。運営事業者に聞き取りして把握した古紙の量を、令和5年度実績分からリサイクル率の算入に取り入れている。聞き取りした事業者以外にも取り組んでいる民間事業者がいるかと思うので、引き続き民間事業者の取組の把握に努めていく。

目標値との乖離であるが、全国的にもリサイクル率の向上は進んでいないもので、令和7年度までに38%という目標となっているが、目標の今後のあり方についても、内部で議論を深めていきたいと考える。

副会長 民間事業者の店舗での古紙回収量については令和6年度の結果に反映されるものか。

事務局 昨年度の審議会を受けて、令和5年度に公表する実績から反映できないか事業者に相談したところ、事業者では令和3年度から5年度までの実績を把握しているということなので、今回令和5年度の値を公表するにあたり、追加で入れている。令和3年度と4年度の値は把握はしているが、後から資料の数値を変更するのは望ましくないと考え、5年度達成分から追加したものである。今年度以降分も引き続き調査していく。

副会長 令和5年度から小売店舗の古紙回収量も含めて29.9%となっていることについて、事務局としては、数値は上がっていないと考えるか、含めたことによって、29.3%から多少ではあるが上がったと解釈されているのか。小売店舗の回収量によってどの程度ポイントは上がったのか。

事務局 古紙回収量を含めたことにより、横ばいもしくは下向きの傾向から少し上向いたと考えている。独自の古紙回収量の取扱いを検討した段階では、このままだと達成にはほど遠いとの意見があった。

副会長 まだ把握されていない民間事業者の取組の把握に更に努めていただきたい。

既に公表されている令和3年度と4年度について、後から数値の変更は望ましくないとのことだが、追加で把握できた小売店舗の古紙回収量を入れると数値がどうなるか、点線を使用して違った表現をすると、把握の努力によって数値が正確なものになったこと等が分かるのではないかと。令和3・4年度に含め

ずに令和5年度だけ数値が上がっていると、今までと違う取組等により上がっているようにも見えてしまう。

事務局

令和5年度に実施した調査の影響により、数値の上昇が見られたということについて、今回資料を公表する段階で、注釈として記載を追加したい。

副会長

引き続き、民間事業者の把握に努めてほしい。  
次に、イの目標達成に向けた個別施策の実施状況について事務局の説明を求める。

事務局

(資料2について説明)

委員

先日スーパーに行った際、食品ロス削減月間のチラシと箸を頂いた。チラシには31日までと記載があったが、次にどこで実施されるか等は分からなかった。箸自体がとても良いものであるし、こうした取組をより分かりやすく、PRしてほしい。

事務局

食品ロス削減キャンペーンに関するチラシである。箸については、材質にライスレジンという食べられなくなった工業用の米等を原料に混入させ、プラスチックの使用量を減らす取組として岩手県内で行われており、食品ロス削減のための普及啓発の資材に今年度採用したものである。

ご意見をいただき励みとなる。市民の方に響くものを啓発材料として採用していくよう引き続き努めていく。周知については、ホームページやSNSを活用しているが、実施場所の周知も検討したい。

副会長

箸は岩手県の業者がつくられているとのことだが、輸送のためのエネルギーによる環境負荷という部分もある。市内、県内には同じものは無いということか。

事務局

事務局としても、輸送等を含めて総合的な環境負荷を考えて、原材料である米も、市内で生産されて古くなった米や工業用の米を使用したいが、箸に使用される原材料は該当事業者の特許品となっているため難しい。今後の事業展開の状況で、市内・県内から入手できるようになれば、対応したいと考えている。

副会長

こうした取組を紹介することによって、秋田の事業者や市民の気付きにつながるものと考えている。引き続き取り組んでいただ

きたい。

委員

先月は食品ロス削減月間であったが、スーパーやぼぼろーどでキャンペーンを目にして、市民への周知啓発を進めていることを実感している。食品ロスや「てまえどり」という言葉が日常的に使用されており、周知啓発の結果と評価している。

新聞の広告に、持ち帰り用容器をつくっている県の取組が大きく掲載されていたが、市では取り組む予定はないか。

衣料品リサイクルや、衣料ごみについては、以前の審議会で市で実施していた古着回収の取組回数を増やしてほしいという意見が出たが、増えているものか。

プラスチックごみは、秋田市では分類が家庭ごみであるが、プラスチック分別の取組は進んでいるか。

集積所のパトロールについては、割合、対象地域、年間の回数、指導など、どのように実施しているものか。

あきエコどんどんプロジェクトは、ポイント対象が拡大しており、内容が充実して市民の参加が増えているので、今後さらに市民に浸透すると良いかと考える。この取組について説明をお願いします。

事務局

県の持ち帰りキャンペーンについては、市としても、店舗情報の提供や店舗の仲介、周知、情報共有等により、県との連携を行っている。

衣料品の回収については、市で以前に取り組んでいたが、回収後のリサイクルルートの確保ができないと、制度設計が難しい。現状、秋田市で民間のリサイクル店舗が何十軒とあるので、最寄りのリサイクル店の活用によりリユース・リサイクルを進めていただきたい。

プラスチック分別については、分別の必要性および方向性が国から示されている。製品として売られているものの多くは、プラスチックだけでなくゴム等、他の性質のものとの混合物である。具体的な時期等は決まっていないが、処理施設、コストのほか、分別の対象や、回収方法、処理ルート等を現在検討しているところである。

集積所のパトロール体制については、当環境都市推進課に専任の者がおり、ほぼ毎日公用車で、通報があった場所や狙いをつけた場所を、時間帯を工夫しながら効果的に巡回している。不適正な排出があれば適宜指導をしている。

あきエコどんどんプロジェクトは、CO<sub>2</sub>削減につながるような消費活動、例えばレジ袋辞退、エコカー購入等の環境負荷軽減のための行動をした際に、その行動の難易度に応じて、アプリ内でポイントが付与され、そのポイントで景品が当たる抽選

に応募できる取組である。開発事業者と協議し、ポイント数の決定やメニューの充実、見直しを行っている。アプリユーザーは増えており、その中でもアクティブユーザーを更に増やすために、質の向上を図っていると聞いている。

事務局

衣料について補足であるが、ファストファッションは安価に買えて簡単に捨てられるという衣料ブランドの業態のことである。こうした業態は環境負荷が高いとされ、国からファストファッションに対する適正な対応のための指針が示されている。民間のリユースショップの活用を推奨するほか、例えば、イオンでは服の回収ボックスを店頭を設置したいと相談があった。民間事業者からの相談があれば助言等を行いながら、適正なりサイクルを進められるよう対応している。

委員

巡回パトロールについて、ボランティアが集めたごみは何日も放置されていることがあるが、そうした場合の問合せ先はどこか。

おそらく気になった方が、海辺のごみを集めて、まとめて置いたもので、貼り紙がされてあることもある。

事務局

問合せ先は、当環境都市推進課でよい。

ボランティア清掃として、当課で受け付けているものに関しては、事前に連絡をいただき、袋の提供や回収日や場所について打ち合わせを行っている。

そうしたボランティア清掃で集めたごみではないような場合は、土地の管理者が片付けないといけないものである。例えば、公園や私有地の空き地の場合も、その土地の所有者や管理すべき者が片付けを行うものである。

当課で担当している巡回パトロールについては、町内のごみ集積所に出された家庭ごみが適正かどうか、指定袋を使用しているか、排出日を間違っていないか等を指導するための巡回パトロールである。

指摘の事案に対しては、別に不法投棄を担当する課所室があるので、連携して対応することになるかと思うが、一義的には土地の管理者・所有者にごみを処分する義務が生じるものである。

副会長

次に、(2) 秋田市食品ロス削減推進計画の進捗について事務局の説明を求める。

事務局

(資料3-1、3-2、参考1について説明)

副会長

ただいまの説明に対し、質問などないか。

委員

資料3-1について、食品ロスの家庭系、事業系ともに目標を達成しているが、現状分析の説明をいただきたい。

事務局

家庭系食品ロス発生量については、一人一日当たり50.6gで令和5年度と比較するとほぼ横ばい状態である。食品を取り巻く環境は様々あり、今年では米の在庫の話題のほか、食品価格の上昇が起こるなど、食品ロスが出にくい環境であったとの指摘も考えられる。

こうした中でも、国全体で取り組んでいる「てまえどり」という言葉が普及してきているほか、以前にはなかった飲食店での持ち帰りの取組が、民間事業者で進んでいる。食品ロス削減の取組は少しずつ進んでいると考えている。

事業系食品ロスの発生量については、令和4年度まではコロナ禍の影響のため、飲食店が営業できず、家庭で食事をする状況もあったと考える。国の審議会では食品ロス削減目標を達成した要因としてコロナ禍の影響があったのではないかと議論がなされており、コロナ禍でなかった場合を想定する等、目標達成の要因の分析が行われている。

そうした状況を踏まえて、秋田市の事業系食品ロスの減少幅が、コロナ禍に付随するものなのか、市の啓発事業の効果なのか、全体を見て秋田市だけ違う考えで進めることのないよう国の議論の状況を注視して進めていきたいと考えている。

副会長

食品ロスの目標は、令和12年度までに60gとなっていて、実績としては令和4年度が51.0g、令和5年度が8月の組成調査報告を含めずに50.67gであり、8月の分を含めると少し増えるものと考えている。資料3-1の一日当たりの家庭系ごみの排出量の目標と実績との整合性では、令和5年度一人一日当たりの実績が485gで、この評価においては食品ロスが1割程含まれており、更に削減を進めていきたいとなっている。

食品ロスは目標値を既に下回っている。家庭系ごみ全体では、食品ロスが10%と多くて、目標に至っていないため削減を進めたいと、一方で食品ロスでは、目標が60gで既に下回っている。整合性が取れていないように見受けられるが、事務局としてはどのように考えているか。

事務局

家庭系ごみ排出量の一人一日当たりの実績値は、令和3年度は515g、令和2年度は518gと、ごみ減量において非常に厳しい状況にあった。該当年度の食品ロスの割合を見ると、令和3

年度が13.8%であり、令和4年度10.1%、令和5年度10.4%と下がってきている。

事務局としても、ごみ排出量が多かった令和3年度からの状況を踏まえて、食品ロスを減らせば、計算上は家庭系ごみ全体も減るものと考えて、食品ロス対策を中心に家庭系ごみ排出削減に向けた啓発に力を入れてきた。おそらくその成果により、食品ロス割合が10.1%に減ったということであり、家庭ごみの実績値も減ってきているものと考えている。

いずれにしても、循環型社会の推進という立場では、家庭系ごみの削減を進めなければならないほか、食品ロスも現状に満足せずに削減できるところは削減していくという考えである。今後の目標値のあるべき姿として適正な水準を見極めて設定し、市民と一緒に進めていくという立場であるので、今後も状況を見極めながら事業実施に努めていく。

副会長 次に(3)の秋田市災害廃棄物処理計画の見直しについて事務局の説明を求める。

事務局 (資料4-1、4-2、4-3について説明)

副会長 資料4-3の49頁「4 災害廃棄物の排出方針の周知」は、これまでの計画に無く、新しく追加された項目かと思われる。昨年の災害時に周知方法に問題があったと考えた、もしくはそうした意見があったために、追加したということか。

事務局 49頁「4 災害廃棄物の排出方針の周知」は、この度新たに記載しようと考えている項目である。

災害ごみは、平時のごみと違い、大量のごみが一度に発生するため、平時からの周知が大切だと考えたことから、追加となった項目である。

災害時は家財系が多く、すぐに家の外に出さないと行かないが、集積所は対応できる大きさではない。平時と同様の生活から出るごみや、袋に入れて出せるごみもある。大量に出た災害ごみを、どのように秩序立てて排出していくかという点についての周知が非常に重要だと考えている。

これまでの計画でも一部記載はしていたが、項目として大きく記載していなかったため、このように項目を追加したということである。

副会長 24時間以内に、あらゆる手段を通じて周知とあるが、周知の範囲は、災害が発生したと把握した地域に対して実施するものか。

事務局

計画書の95頁「19 市民への広報」に表3-19-1「対応時期ごとの市民への発信方法と発信内容」という表がある。

これまでの計画では、雨が止んだ後すぐにごみが発生するので、初動が大事だとされていた。災害時と平時のごみの出し方が違うことを災害発生前から周知することが大事だと考えたことから、災害発生前の記載を追記している。発災時は表3-19-1に記載のあらゆる手段で周知を実施するという内容に見直しを行ったものである。

委員

災害とは違うものではあるが、スーパーでキャベツの皮は回収されているが、そうした野菜の切れ端の行き先は分かるか。

スーパーで発生する商品にならない食べ物は、動物園のエサに活用されるか、そのまま処分されるか等、把握されているか。

事務局

事業活動から出た食品廃棄物ということだと思うが、秋田市で指定の再生利用事業者で、生ごみをバイオガス、メタン化する業者がいる。バイオガス化してメタン化すると発電して資源が循環するため、食品廃棄物を大量に出す事業者に対しては、そのまま焼却するのではなく、メタン化する業者を活用するよう啓発している。

事業者には市の再生利用業の指定を出しており、毎年、排出量および排出事業者の報告を受けており、排出事業者を把握している。まだメタン化せずに焼却処分していると見受けられる事業者には、事業者指導という形で大量に事業系ごみを出す事業者を訪問する機会があるので、その際にメタン化する業者を紹介し資源循環を促している。秋田市内にある業者でもあるので活用を促している状況である。

委員

災害ごみは、大きいもの、分別されていないものが大量に出るので処分は大変だと思うので、決まりに従ってごみを出したいと考えるが、被災者には高齢者や幼い子どもがいる家庭などもあるので、決まりの通りに出せない方も多と思われる。決まりは守らなければならないが、弱者といった方々が出来ない部分は、町内会長や地域の方からの意見もくみ取っていただきながら、できるだけ柔軟に寄り添っていただきたい。

事務局

行政だけでなく、町内会と連携して必要な所には支援に入ることや、ボランティアの力を借りる必要もあると考えている。市の検証委員会で見直すこととしている地域防災計画の中では、ボランティアの支援業務の一部として様々ある分野の中で

家の中からの災害ごみの運び出し支援も大事な一分野であるとして今回追加しようとしており、生活環境を守れるようにと考えている。

副会長 処理計画としてはこの通りだが、運営の時には柔軟にいただけるとのことで、よろしく願います。

委員 住民用の仮置場は事前に決定しているのか。災害発生後に仮置場を周知するのか、地域毎に場所を決定しているのか。

事務局 計画書の28頁に「(3)仮置場として利用可能な空地の選定方針」の記載がある。公有地を基本として、公園、グラウンド等を活用する方針としている。

候補地となる場所は、市の内部で把握しているが、実際の発災場所から、住民の利便性等を考慮して場所は決定する。

また、普段から候補地を決定してしまうと、不適正なごみの排出につながってしまうことがあるため、発災時に、市の災害対策本部が場所を決定し、ごみの排出を促すこととしている。

副会長 24時間以内の周知とあったが、発災した後に速やかにエリアの中、もしくは近くにある候補地の中から場所を決定して周知すると。搬送のルートの確認もあると思うが、GISなどを活用しているのか。

事務局 仮置場開設の時期については、これまでの計画では地震も水害も同じ開設時期となっていたが、大規模な地震は人命救助が優先されて、仮置場の開設時期は発災直後ではないが、一方で水害の場合は、雨が止んだらごみはすぐに排出されるものである。

今回の計画の見直しにおいては、仮置場の開設目標を地震と水害で分けて、水害の場合は早く開設しないとしないこととしている。

GISについては、被災エリア、浸水エリアを想定したマップがGISを活用して作成されている。災害時は、その周辺からごみが排出されるだろうと考えている。昨年は内水氾濫があり、川の近くでない所でも浸水が発生した。上下水道局で、GISを活用した内水氾濫の浸水マップを、昨年度の災害を受け時期を早め、市民への公表を進めている。昨年の雨と同様に24時間で300ミリを超える量の雨が降ると、河川等の許容量を超えると見込まれ、そうした部分も注視して、災害廃棄物が発生するかどうか見極めを適切に判断していきたい。

副会長

市では危険の空き家をGISで把握されていると思うが、昨年もしくは今後の水害において、所有者が不明の空き家について何か対応方針等あるか。

事務局

空き家の課題については、平時も都市整備部に対応する課所室がある。関連した話では、去年の土砂災害で全壊と判断された住家を、公費で解体した事例が2件ある。公費を投入して解体事業を実施するとなると、登記上の所有者を確認しないとならないが、所有者がすぐに判明しない場合もあり、空き家と同様の課題にも直面した。計画案の見直しでは、82頁のあたりで、公費による損壊家屋の解体についての記載を充実化させている。

能登半島地震を受けて、公費解体がクローズアップされており、環境省での今年1月以降にマニュアルの整備が進んでいる。そうしたマニュアルを参照しながら、地震、水害に適切に対応できるよう進めていきたいと考えている。

副会長

危険の空き家の場合、空き家特措法で特定空き家に指定できていれば、私有財産であっても解体ができるが、秋田市では特定空き家の指定はしていないと思う。常日頃から、危険な空き家などの情報も把握しておく方が良いかと思う。

事務局

空き家と災害廃棄物処理の関連だと、空き家は所管課所室が別であるが、隣接し重なる部分ではごみ屋敷があり、日常的に情報共有や連携を行っているため、ご指摘の視点からも情報収集に努めていきたい。

副会長

これ以上、意見はないようなので、災害廃棄物処理計画の見直しについては、以上とする。

予定していた議事項目は終了したが、委員から他に意見などないか。

委員

レストランで持ち帰りをしたことがある方がいるか。どのように持ち帰ったか。

委員

食べきれなかった時に、レストランスタッフから持ち帰りをお勧めされて、有料ではあったが、立派な容器を用意してもらって、自己責任の上で持ち帰った。

保冷バッグを持ち歩くようにしている。他のレストランでは、持ち帰りを断られたこともある。

委員	<p>これまでに持ち帰りを5回ほどしたことがあり、持ち帰りを了承してくれるレストランが増えたと感じている。ただし、容器がプラスチック容器で、レジ袋も用意されるので、矛盾を感じている。</p> <p>日本レストラン協会でも、持ち帰りの際はmottECOという箱になっていて、箱だと資源ごみになる。持ち帰り可能な事業者が増えると、余ったら持って帰れるという安心感があり嬉しいことであるが、プラスチックごみになる容器とレジ袋を用意されてしまうと矛盾がある。容器についても心配りをしてほしい。</p>
事務局	<p>ご指摘の内容については、県でも課題と認識して、持ち帰り用の箱を電子レンジ対応可能な再生紙でつくったと聞いている。</p>
	<p>店による対応の違いも問題になっており、現場の判断がきくところ、例えば、顧客との信頼関係との中で、何かあった場合に自己責任であることをしっかり伝えられるような関係性がある場合は持ち帰りに取り組めるけれども、店の規模が大きい場合に、法的責任の所在がはっきりしないと取り組めないということもあるようだ。国ではガイドラインを整備中であり、ガイドラインが完成すれば、参入事業者は更に増えるものと考えている。</p>
副会長	<p>委員から他に意見などないか。 特にないようなので、事務局にお返しする。</p>
司会	<p>では、次第4のその他です。事務局何かあるか。</p>
事務局	<p>委員の方の任期は来年の1月末までとなっている。対応については、追って連絡する。</p>
司会	<p>以上で、令和6年度第1回秋田市廃棄物減量等推進審議会を閉会する。</p>